

高教組速報

長崎高教組 長崎市巾着2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

2022年度

第8号

2022年11月14日

文責 佐藤真一郎

第3回確定交渉 11/11 働き方改革について

県教委：「人事委員会の勧告以上のものは難しい」と繰り返し回答

高教組：「教職員の労苦に報いようとする気が感じられない」と批判

高教組は11月11日、今年度の賃金確定交渉の3回目の交渉を行いました。交渉には、高教組から鍛冶委員長 他執行部5人が参加し、県教委は、高稲教職員課長、初村人事管理監他6人が対応しました。高教組は、教職員の労苦に報いる待遇改善やハラスメント対応について県教委の見解を質しました。

臨時採用教職員の賃金(上限撤廃)について

高教組は他県と比較した上で、賃上げ実現に向けた県教委の見解を求めました。九州内では4県が給与の上限を撤廃しています。上限を設けている県の中で、佐賀は¥262,200(1級61号給)、鹿児島は¥251,200(1級51号給)となっています。

長崎では、2021年度に給与上限の撤廃に向けて少し改善され、53号給から57号給への県独自で賃上げが実現しています。加えて、22年度は多くの都道府県で給与表の改定があり、長崎県でも上限の57号給の教職員は¥2,500/月の賃金が上がっていますが、上限は撤廃されず、¥257,800で抑えられたままです。

県は正規の教職員とほとんど変わらない働きをしている現場の非正規職員を、雇用形態の違いを利用して都合よく雇用しています。この状況下では、隣の佐賀が61号給のように、少しでも条件のいい県で働きたいと思う志願者が長崎から離れます。高教組は長崎が上限を撤廃しない最後の県にならないように、強く改善を要求しています。

高齢層の賃金について

若年層の賃上げの必要性を人事委員会では勧告している一方で、高齢層の賃金については、「55歳以上の昇給停止」「定年延長による7割給与」などにより、2段階構えで抑制され、常態化しています。県教委はこれまでの交渉でも、人事委員会の勧告以上のものについては、財政難のために「県独自での対応は難しい」と繰り返しことから、高教組は高齢層の職員に対して人間ドック受診助成の充実など、高齢層の職員が安心して働ける職場環境を整備するよう求めました。県教委は「担当が福利厚生室であり、何か考えていると思う。担当課ではないため、はっきりと申し上げられない」と意欲が見受けられない回答でした。

高教組は「教職員の労苦に本気で報いようという気があるのか。」と批判しました。「賃金については、第4回交渉でどのように回答するのか期待したい」と要求

しました。

長時間労働是正について

高教組はモデル校で教職員に好意的に受け入れられている「フレックスタイム制度」及び「時差出勤制度」の導入について、全県実施の方向性やタイムスケジュールについて質しました。県教委は6校に増えたモデル校を年度末に検証し、「全県下に即座に広げるのではなく、慎重に進めたい」と回答しています。

同時に試行されている人事評価制度(賃金リンク)については、現場の混乱を招く懸念がより大きいにもかかわらず、検証もないままに拙速に導入を急ぐ姿勢を対照的に県教委が示していることから、制度導入への一貫性のない対応に「不審の念」を抱かざるを得ません。

ハラスメント対応改善について

高教組は、被害者に対して相談を受け付けた文書を交付するように求めています。県教委は、これまでの交渉で「現在の対応は十分整えられていて、相談者が納得いく形ができています」と回答しています。しかし、高教組は元ALTによるセクハラ裁判では、県教委が被告であり、2021年度実施の全教職員を対象にしたアンケート結果でも、解決した案件がゼロだったことを指摘し、「今、組織としてしっかり対応を見直すべきだ」と強く改善を求めました。県教委は「様々なケースがあるので、一律の対応はしていない。相談者が書面での回答を求めれば、対応している」と回答し、高教組が懸念していた「うやむやになってしまうこと」は相談者が求めれば、文書交付も対応し、懸念も解消されることがわかりました。

重点要求署名について

2022年度重点要求署名は、多忙な中で教職員の皆様の協力により、1877筆(11/11現在)を集めています。あなたの一筆が明日の学校現場を働きやすくする力になります。ありがとうございます。